

複合機賃貸借契約書（案）

「契約の要項」

- 1 賃貸借物件 別表の通り（以下「賃貸借物品」という。）
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
ただし本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。
- 3 契約金額 本契約書第2条の通り
- 4 契約履行場所 浦添市庁舎及び市の管理に属する施設
- 5 契約保証金 浦添市契約規則第6条による。

浦添市長松本哲治（以下、「甲」という。）と株式会社〇〇代表取締役〇〇（以下、「乙」という。）とは、本書の内容によって賃貸借物品の賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙 〇市〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役〇〇

第一部 一般条項

(完全合意)

第1条 本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結前に甲、乙間でなされた協議内容若しくは合意事項又は一方当事者から相手方に提供された各種資料若しくは申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

2 本契約に記載されている内容は、甲乙間における本契約に関する合意内容の全てであり、甲及び乙は互いに本契約及び本契約に基づき取引する本製品等に関し、本契約に記載されている内容以上の義務および責任を負担しないものとする。

(契約金額)

第2条 賃貸借物品に係る賃貸借料は、月最低使用枚数分を月額基本使用料金とし、月最低使用枚数を超過する分の料金は、別表仕様書のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

3 第1項に記載された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

4 月の中途において、この契約の全部若しくは一部を解除したとき又は乙の責めに帰すべき事由により甲が賃貸借物品を使用することができなかつたときは、該当月分の賃貸借料については暦日数に基づいて日割計算によって算定するものとする。

(納入及び検収)

第3条 乙は、別表仕様書に記載の納入物を、納入期限までに甲に納入するものとする。

2 甲は、前項による納入物の納入後10日以内に受入検査を行い、合致することを確認したうえで、乙所定の実施終了報告書に記名押印して乙に通知することとする。

3 検査合格書が通知されない場合であっても、第1項による納入物の納入後14日以内に甲から書面による異議申立がない場合は、当該期間満了をもって検査に合格したこととする。

4 前2項による検査合格をもって、甲の検収は完了とする。

(納入期限の変更)

第4条 次の各号に該当する事由が生じた場合は、乙は甲に対し、納入期限の変更を申し入れることができる。

(1) 本契約にある甲の確認又は承認が、規定の期間内に行われなかつたとき。

(2) 甲の担当者が本契約の履行に必要な協力を行わなかつたとき。

(3) 天災、地変その他乙の責に帰することのできない事情により、納入期限に納入することができなくなつたとき。

(4) その他、甲の認める特にやむを得ない事情により、納入期限に納入することができなくなつたとき。

2 前項に基づく申し入れは、納入期限変更の理由並びに作業内容及び該当する納入物を書面に明記し、乙の主任担当者がこれに記名押印したうえで、これを甲に通知することにより行うものとする。

3 第1項の申し入れが行われたときは、甲及び乙は速やかに変更の内容及び変更日程について協議を行い、新たな納入期限を設定するものとする。

(賃貸借料の請求)

第5条 乙は、毎月末において甲の職員の確認を受けて、甲に対して賃貸借料を請求するも

のとする。

- 2 乙は、甲に請求する料金は、モノクロ、カラー毎の印刷枚数から算出した額から 3%を控除し、その金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を請求する。ただし、月最低枚数を下回った場合は、3%控除は適用しないものとする。

(賃貸借料の支払)

第 6 条 賃貸借料は暦月ごとに計算するものとし、乙は、甲に対して既履行分に係る賃貸借料の支払いを月別に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求を受理し、当該請求が適切であると認めるときは、受理した日から起算して 30 日以内に賃貸借料を支払わなければならない。
- 3 第 2 条第 4 項の規定は、納入又は撤去を行う月において準用する

(秘密保持義務)

第 7 条 本契約において、秘密情報とは次の各号に示すものをいう。

- (1) 秘密である旨明示して書面で開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭若しくはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に書面で秘密である旨明示された情報
 - (3) 本契約の内容及び本契約に基づき作成される文書図画その他の一切の情報
 - (4) 甲の管理に属するシステム又はネットワークの詳細及び第三者の知的財産権に属する情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
 - 3 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
 - 4 前項にかかわらず、甲及び乙は、裁判所の命令その他法令により第三者への開示又は提供を強制されたときは、可能な範囲内で最大限に秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求したうえで、秘密情報を当該第三者に開示又は提供することができる。
 - 5 乙は、再委託先に対して、本条規定の秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課し、かつ甲の書面による事前の承認を得たうえで、第 1 項に規定する甲の秘密情報を開示又は提供することができるものとする。
 - 6 第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、本契約に関連して別途甲乙間で秘密保持に関する契約等を締結しているとき又は締結するときは、当該契約等の規定と本契約が異なる範囲において、当該契約等の規定が本契約に優先して適用されるものとする。
 - 7 乙は、契約期間終了後速やかに、本契約に基づいて受領した甲の秘密情報に関する資料を甲に返却するものとする。
 - 8 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

(変更契約)

第 8 条 甲及び乙は、本契約記載の事項につき変更する事由が生じた場合は、速やかに変更契約を締結しなければならない。

(遅延賠償金)

第 9 条 甲又は乙が、本契約により生ずる金銭債務(手形債務を含む)の弁済を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収する。

2 乙の責に帰すべき事由により、決定された期限内に作成結果を納入することができないとき(第 10 条により契約を解除した場合を除く。)は、甲は乙より遅延賠償金を徴したうえで、履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて、第 1 項の規定する額とする。

(契約の解除)

第 10 条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は何らの通知等を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 乙が別表仕様書に定めたサービス提供基準を著しく逸脱する等、業務を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 甲乙又はその代理人若しくは使用人において、契約の締結若しくは履行にあたり不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人において、正当な理由なく甲の監督若しくは検査の実施にあたり指示に従わないとき又はその職務執行を妨害したとき。

(4) 乙の株主若しくは役員の変更又は主要な使用人の退職により、この契約の履行が従前と比して著しく困難になったとき。

(5) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(6) 乙が銀行取引停止処分又は差押、仮差押、仮処分若しくは競売その他の強制執行若しくは租税滞納処分を受けたとき。

(7) 乙において破産、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき又は清算に入ったとき。

(8) 乙が解散しようとし、若しくは営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとし、若しくは転廃業しようとしたとき又は監督官公庁から営業の取消若しくは停止等の処分を受けたとき。

(9) 前各号のほか、本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

(10) 乙において反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

2 甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

3 甲又は乙の事情により一方が契約の解除を申し出たときは、その日から 14 日以内に甲及び乙による協議を行うこととする。この場合において、解除の期日その他の条件については、当該協議の場において決定することとし、その内容については甲乙それぞれが記名押印した書面を交換することで確認することとする。

(特約条項)

第 11 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であるが、本契約の第 1 年度目の予算が成立しない場合にあっては、本契約は締結されなかったものとし、または解除されるものとする。

2 前項の場合、乙は、甲に対し、契約準備に要した費用その他の損害の賠償を請求することができない。

3 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(通知業務)

第 12 条 甲は、次の場合、遅延なく乙に通知しなければならない。

- (1) 装置につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 装置につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(技術指導)

第 13 条 乙は、装置の使用に際して、甲が必要とするときに、基本的技術指導等を無料で行うものとする。

(装置の消耗品)

第 14 条 装置及び装置に伴う消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない

- 2 甲は、装置の現状を変更や更新等の行為並びに装置に伴う消耗品を他に流用してはならない
- 3 装置の消耗品は、乙の指定する者の巡回又は甲の通知に基づき当該消耗品を無料供給するものとする。

(装置の撤去及び記憶装置の破壊)

第 15 条 乙は、本契約の終了及び第 10 条の契約解除の場合、装置を速やかに撤去するものとする。また、装置を撤去する際は、全ての記憶装置を物理的に破壊し、当該破壊の完了証明書を提出又は完了証明書に代わる適切な方法により報告するものとする。なお、撤去費用及び記憶装置の物理的破壊に係る一連の費用の負担については乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上該当物件のその後の継続使用等の場合はこの限りでない。

(債務不履行責任)

第 16 条 甲及び乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、又は第 10 条第 1 項第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、契約金額相当額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害並びに当事者の予見し得ない特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任の範囲外とする。

(一般的損害及び不可抗力による損害)

第 17 条 契約目的物の引き渡し前に生じた賃貸借物品及び納入作業過程で発生した発生品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

- 2 甲は、不可抗力によって生じた損害について、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認めるときは、損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 18 条 この契約の履行につき第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責及び負担については、甲乙協議して決定することとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 20 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(遵守義務)

第 21 条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、甲の承諾なく、仕様書を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

(乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(1) 役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用する等していると認められるとき。

(5) 役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6) 役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も 5 年間適用する。

4 第 1 項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第 23 条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

第二部 賃貸借に関する特別条項

(他の機械器具の取付、装置の改造及び移動)

第 24 条 甲は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面又は口頭により乙の同意を得るものとする。

- (1) 装置に他の機械器具を取り付ける場合
 - (2) 装置を改造する場合
 - (3) 装置を頭書記載の据付場所から移転する場合
 - (4) 装置を増設する場合
 - (5) 装置を補給する場合
- 2 前項各号に要する費用は、いずれも甲の負担とし、別途甲と乙とで協議するものとする。
- 3 前項に定める品以外の使用によって生じた事故については、乙は、その責を免れるものとする。

(権利・義務の制限)

第 25 条 乙は、本契約の存続中、甲の承認なしに賃貸借物品及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、賃貸借物品に担保権又はその他の権利を設定することはできない。

(甲の協力義務)

第 26 条 甲は、乙が第 24 条に基づく作業を行うにあたっては、その円滑な遂行のために万全を期すよう務めなければならない。

- 2 乙は、契約期間中において、賃貸借物品所在の場所に立ち入りその点検を行うことができるものとする。この場合において、乙は甲の事前許可を得ることとし、当該作業を行う担当者は身分証明書を携帯のうえ、甲の監督の下で作業を行うものとする。
- 3 前条及び前項の作業を行うにあたり必要とする電力等については、甲の負担（甲の事業所内で行われるものに限る。）とする。

第三部 保守サービスに関する条項

(保守期間)

第 27 条 保守期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(保守内容)

第 28 条 乙は、甲の委託により、装置について正常な状態で使用できるよう点検調整等の保守業務を行うものとする。

- 2 乙は、装置に故障が生じた場合、速やかに対処しなければならない。その際にかかる費用については、乙の負担とする。
- 3 甲は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理する。甲は、装置及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的の物とすることはできない。

(保守方式)

第 29 条 乙は、甲の通報に基づき速やかに保守担当技術者を派遣して必要な保守業務を行うものとする。

(保守に対する協力)

第 30 条 甲は、乙が保守を円滑に行えるよう万全を期し、乙に協力するものとする。

- 2 乙は、契約期間中、賃貸借物品所在場所に立入り点検できるものとし、甲は乙の点検に

協力しなければならない。この場合において、乙は必ずその身分を証明する証票を携帯し、甲の許可を得てから立入り点検を行うものとする。

- 3 保守に当たり必要とする電力等は、甲が負担するものとする。
- 4 甲は責任をもって、賃貸借物品の使用場所の環境を良好に保持し、それを維持するとともに、所定の使用方法に従って賃貸借物品を使用するものとする。
- 5 乙は、前条による保守点検及び修繕を行っても、なお、賃貸借物品を正常な状態において、甲に使用させることができないときは、賃貸借物品の取替えを行うものとする。取替えに要する費用は、乙の負担とする。

(担当者の守秘義務)

- 第 31 条 本契約に基づき業務を行う乙の担当者は、本契約に基づき取り扱う一切の情報について内容の如何を問わず他人に漏洩してはならない。甲又は甲の代理人若しくは使用人より聴取した事項その他甲の管理に属する施設内において自らの意思にかかわらず知り得た情報のうち、秘密情報である旨を告知されたものについても同様とする。
- 2 前項の規定については、当該担当者の退職後も永久にその義務が存するものとする。
 - 3 乙は、前2項の内容を自らの使用人に周知徹底させるため、最大限の注意を払い、教育を施すなどの対策を講じなければならない。

(再委託)

- 第 32 条 乙は、本契約に基づく受注業務の全部又は一部の作業について再委託してはならない。ただし、甲乙間の協議を経たうえで、甲の書面による事前の承認を得たときは、乙の責任において第三者に再委託できることとする。
- 2 前項に基づき乙が再委託した場合において、再委託先の選任及び監督並びに再委託先の実施した作業の結果については、当該再委託先が甲の指定に基づくものであるときを除き、一切の責任を乙が負うこととし、甲に影響を与えてはならない。
 - 3 再委託を行うにあたっては、秘密保持義務その他の乙の義務について、乙は、再委託先に対しても遵守させる責任を負うものとする。この場合において、第 21 条第2項の規定は再委託先についても適用されるものとする。

(契約不適合)

- 第 33 条 乙は、使用開始日以降、この物件が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(その他)

- 第 34 条 本契約に定めない事項または本契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

別表（賃貸借物品及び仕様書）

1. 契約対象物件及び設置場所

契約機種：〇〇〇

設置場所	浦添市安波茶一丁目1番1号
	浦添市役所3階コピー室
機能等	① 設置台数 1台 ② 印刷方式：インクジェット式 ③ カラー：フルカラー対応 インク4色以上搭載 ④ 印刷用紙・サイズ等：A3から官製ハガキ 両面コピー可 ⑤ 印刷速度：A4 60枚以上/分 ⑥ 給紙方法：カセット4段以上+手差し、A4カセット 550枚以上×2 総枚数：2350枚以上 ⑦ ホチキス止め・2穴パンチ出力 ⑧ その他：ネットワークモノクロプリンタ装置、ネットワークカラープリンタ装置、ネットワークカラースキナー装置、高圧縮PDF生成装置、インク（全色顔料インク）消耗品等無償供給/メンテナンス含む、装置の納入・撤去・撤去時の記憶装置の破壊/無償実施、セキュアプリント機能

2. 印刷料金表

【モノクロ】コピー料金（印刷1枚につき）		控除
1枚～10,000枚	〇.〇〇円/枚	3%※
10,001枚～20,000枚	〇.〇〇円/枚	3%
20,001枚以上	〇.〇〇円/枚	
最低使用枚数は、10,000枚/月とする ※最低使用枚数以下の場合、3%控除は適用しない。		

【カラー】コピー料金（印刷1枚につき）		控除
1枚～1,000枚	〇.〇〇円/枚	3%※
1,001枚～5,000枚	〇.〇〇円/枚	3%
5,001枚以上	〇.〇〇円/枚	
最低使用枚数は、1,000枚/月とする ※最低使用枚数以下の場合、3%控除は適用しない。		